平成２５年（フ）第１６１号
滋賀県彦根市京町２丁目４番40―202号
債務者　若林　勇子
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田嶋明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４３７号
和歌山市岩橋1312番地の12
債務者　角前　匡崇
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　栄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３４０号
埼玉県鴻巣市屈巣3843番地１
債務者　天沼　　亮
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６１８号
埼玉県川越市大字寺尾639番地　グレースフレア川越106号室
債務者　二瓶　孝英
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚田小百合
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８８号
福岡県柳川市田脇205番地１
債務者　柿内　博行
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙峰　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２６３号
群馬県安中市鷺宮389　特別養護老人ホームなゆた、住民票上の住所群馬県前橋市元総社町929番地10
債務者　大石　力也
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　門馬　義昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月26日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３号
和歌山県日高郡由良町大字門前72番地の１　竹中マンション205、住民票上の住所和歌山県日高郡由良町大字門前72番地の１　竹中マンション２―５号
債務者　谷崎　和哉
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　栄司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第３１１号
香川県高松市木太町2856番地７
債務者　木岡　正興
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村亜矢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２号
福岡県久留米市長門石２丁目２番75―203号
債務者　有馬寿真子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７４２号
熊本市東区西原３丁目２番９―201号
債務者　犬童　広幸
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７３号
熊本県宇土市岩古曽町1254番地　ひのくにハイツＤ棟
債務者　木村　長幸
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７７４号
熊本県宇土市岩古曽町1254番地　ひのくにハイツＤ棟
債務者　木村　綾子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１０６２号
埼玉県志木市幸町１―４―47　イーストハイツ102、住民票上の住所埼玉県志木市本町４丁目17番40号　第２英光荘102号
債務者　岡本知世子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９１号
さいたま市中央区円阿弥４丁目13番１号　フレグランス永島101号
債務者　松江　雪絵
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５０８号
埼玉県上尾市大字上1167番地　山栄マンションＢ―202
債務者　町田　高利
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
新潟県長岡市中沢２丁目2302番地５
債務者　渡邉　賢一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０８号
新潟県長岡市長町１丁目２番地６　エステート福寿606号室
債務者　登玉　華絵
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係